

島田市立中部学校給食センター調理及び市内小中学校  
配膳・配送委託

公募型プロポーザル実施要領

令和5年9月

島田市教育委員会 学校給食課

島田市（以下「市」という。）では令和2年度から令和5年度まで島田市立南部学校給食センター調理、配送、市内小中学校配膳業務及び中部配送業務を委託しております。令和6年4月より5年間は島田市立中部学校給食センター調理及び市内小中学校配膳・配送業務を委託するため、下記の通り、公募型プロポーザル（企画提案）方式による民間委託事業者の選定を行います。

この島田市立中部学校給食センター調理及び市内小中学校配送・配膳委託公募型プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）は、「安全安心でおいしい学校給食」を提供するための優れた調理技術や衛生管理能力、業務効率性を確保する民間事業者を選定するため、必要な事項を定めたものです。

### 1 委託業務名

島田市立中部学校給食センター調理及び市内小中学校配膳・配送委託

### 2 委託業務内容

委託業務の内容は次のとおりとします。

- (1) 中部学校給食センターの調理業務
- (2) 中部学校給食センター配食校の配缶及び輸送用コンテナへの積み込み業務
- (3) 配送及び回収業務
- (4) 配膳業務
- (5) 残食等の処理業務
- (6) 食器、食缶、調理機器の洗浄消毒業務
- (7) 施設及び設備の清掃及び点検業務
- (8) 設備機器等の管理及び簡易な点検修繕業務
- (9) 衛生管理業務
- (10) ボイラー運転管理業務
- (11) 配送車両管理業務
- (12) 上記業務に付帯する業務

詳細については、島田市立中部学校給食センター調理及び市内小中学校配膳・配送委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり

### 3 委託場所

- (1) 島田市立中部学校給食センター（以下「中部給食センター」という。）  
静岡県島田市落合 64 番地の 11
- (2) 島田市立南部学校給食センター（以下「南部給食センター」という。）  
静岡県島田市阪本 1337 番地
- (3) 市内小中学校

	名 称	所 在 地
1	島田第一小学校	島田市稲荷二丁目 19 番 1 号
2	島田第二小学校	島田市中溝町 2372 番地
3	島田第三小学校	島田市南一丁目 10 番 1 号
4	島田第四小学校	島田市中河町 201 番地
5	大津小学校	島田市落合 160 番地の 1
6	島田第五小学校	島田市旭二丁目 25 番 1 号
7	金谷小学校	島田市金谷根岸町 33 番地

8	五和小学校	島田市牛尾 435 番地
9	川根小学校	島田市川根町家山 400 番地の 1
10	島田第一中学校	島田市稲荷三丁目 18 番 1 号
11	島田第二中学校	島田市旗指 77 番地の 1
12	金谷中学校	島田市金谷栄町 211 番地の 1
13	川根中学校	島田市川根町身成 3340 番地
14	初倉小学校	島田市阪本 1331 番地
15	初倉南小学校	島田市南原 10 番地
16	六合小学校	島田市道悦五丁目 13 番 1 号
17	六合東小学校	島田市東町 1200 番地
18	初倉中学校	島田市大柳南 132 番地
19	六合中学校	島田市道悦二丁目 25 番 1 号

\*各委託場所の業務内容については仕様書を参照のこと

#### 4 契約期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日（5 年間）

\*契約締結後から令和 6 年 3 月末日までを業務委託の準備期間とします。

#### 5 契約上限額

5 年間 1,017,249,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

\*上記金額は、本業務開始前の準備行為または業務従事者の研修等に係る費用も含むものとします。

#### 6 参加資格要件

プロポーザルに参加する者は、公募型プロポーザル参加表明書提出期限日時点（令和 5 年 10 月 3 日）において次の要件を全て満たしていることとします。なお、本市との契約締結までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、原則として参加資格を取り消すものとします。

- (1) 島田市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 給食調理業務において、学校給食調理施設での受託実績があること。
- (3) 過去 3 年間に、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の規定による営業の停止処分を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (5) 静岡県内に事業所（本社、支社、営業所又は活動拠点）を有していること。
- (6) 島田市入札参加制限等措置要綱（平成 19 年島田市告示第 159 号）に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 島田市暴力団排除条例（平成 24 年島田市条例第 31 号）に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (10) 製造物責任法（平成 6 年法律第 85 号）に規定する損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。

## 7 スケジュール

	内 容	予 定 日
1	公告	令和5年9月1日（金）
2	現地視察	令和5年9月4日（月）～9月15日（金）
3	質問書の提出期限	令和5年9月15日（金）
4	質問に対する回答期日	令和5年9月25日（月）
5	参加表明書等提出期限	令和5年10月3日（火）
6	参加資格結果通知	令和5年10月6日（金）
7	企画提案書提出期限	令和5年10月16日（月）
8	プレゼンテーション審査の実施	令和5年10月30日（月）
9	審査結果通知書の発送	令和5年11月10日（金）
10	契約締結	令和5年11月末頃

\*受託候補者となった事業者は、速やかに本市と契約に関する詳細な打ち合わせを実施し、契約について協議を行うこととし、受託候補者との契約締結交渉が不調に終わった場合は、次点の提案者と契約締結の交渉を行うこととします。

## 8 現地視察

中部給食センター現地視察を希望する事業者については、事前申し込みの上、視察することができます。

- (1) 視察期間 令和5年9月4日（月）から9月15日（金）まで  
\*ただし、土曜日及び日曜日、祝日の視察はできません。  
視察時間 午前8時から午後3時までの間
- (2) 申込方法 電子メール
- (3) 送信先 [kyushoku@city.shimada.lg.jp](mailto:kyushoku@city.shimada.lg.jp)
- (4) 申込内容 メール件名「中部学校給食センター現地視察申込」  
本文に希望日時、会社名、連絡先、担当者名、出席者数（3名以内）を記載して下さい。  
試食（294円/食）を希望される場合は、別途、試食申込書をご提出下さい。
- (5) 留意事項 出席者は腸内細菌保菌検査（検査項目：サルモネラ菌（チフス菌・パラチフス菌）、赤痢菌、病原性大腸菌0-157）の検査結果（直近1ヶ月以内）及び白衣、帽子、靴（汚染区域用と非汚染区域用の2種類）、マスクを持参して下さい。  
一日1者のみとし、先着順とします。  
受入れ日時については、メールにて通知します。  
質疑がある場合は、下記「9 質問書の提出及び回答」により提出するものとします。

## 9 質問書の提出及び回答

質疑がある場合は、質問書（様式第1号）を提出して下さい。

- (1) 受付期限 令和5年9月15日（金）
- (2) 受付方法 電子メール
- (3) 送信先 [kyushoku@city.shimada.lg.jp](mailto:kyushoku@city.shimada.lg.jp)
- (4) 回答期日 令和5年9月25日（月）
- (5) 回答方法 ホームページに掲載します

## 10 参加表明書等の提出

企画提案を行おうとする者は、下記書類を提出してください。

- (1) 提出書類 参加表明書（様式第2号）  
参加資格要件確認書（様式第3号）
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出期限 令和5年10月3日（火）
- (4) 提出窓口 島田市教育委員会 学校給食課 に持参または郵送（当日必着）

## 11 資格の確認等

市は、参加表明書の提出があった時は、参加資格要件に定める要件について確認し、その結果を次の期日に当該参加表明書を提出した者に通知します。プロポーザル審査の詳細日時等は、参加資格結果通知時に指定します。

- (1) 通知期日 令和5年10月6日（金）
- (2) 通知方法 電子メールで連絡後、郵送で通知書を送付します。

## 12 企画提案書の提出

参加資格結果通知において、資格に適合した場合には、次に定めるところにより企画提案書等（以下、「提案書」という。）を提出してください。

なお、提出にあたっては、実施要領及び仕様書を熟知し、本業務に関する基本的な考え方及び具体的な取り組み体制などについて明瞭に記載して下さい。

### (1) 提出書類

	項目	内容	様式
1	事業者概要書	登記簿謄本を添付すること	様式第4号
2	企画提案書	提案者の押印が必要	様式第5号
3	企画提案内容書	本業務に対する基本的な考え方、提案内容を記載すること	任意
4	見積書	見積書及び見積内訳書	様式第6号 内訳書は任意
5	納期限の到来している国税及び地方税に未納がないことを証明する書類		—

### (2) 提出期限 令和5年10月16日（月）

\*提出期限までに提出のない事業者は、プロポーザルの参加を辞退したものとします。

- (3) 提出部数 9部（正本1部、副本8部）
- (4) 提出窓口 島田市教育委員会 学校給食課に持参または郵送（当日必着）
- (5) 注意事項 押印する印鑑は、契約に使用する代表者の印鑑とします。  
原則としてA4版縦型横書き左綴じ、フォントは12pt以上で作成して下さい。  
見積書は、消費税を含めず記載して下さい。

## 13 参加辞退届

参加表明書提出後に辞退をする場合は、参加辞退届（様式第7号）を提出して下さい。

#### 14 プレゼンテーション審査の実施

企画提案者（以下、「提案者」という。）によるプレゼンテーションを実施します。

なお、「6 参加資格要件」に定める要件を満たしていない者は、プレゼンテーションを行うことができません。

- (1) 日時 令和5年10月30日（月）  
\*時間については、参加資格結果通知において通知します。
- (2) 会場 島田市役所
- (3) 時間 プレゼンテーションとヒアリング含め45分程度（説明20分、質疑応答25分）
- (4) 出席者数 4名以内（業務実施の際に業務責任者に就任する予定の者を出席させること）
- (5) 説明 提案者の説明は提出した提案書に沿って行ってください。  
プロジェクター、スクリーンは市で用意します。

#### 15 評価基準

	評価項目	評価の観点	配点
1	経営方針	・学校給食に対する考え ・組織体制、取組み姿勢	40
2	業務の受託実績	・国内実績 ・同規模の実績	50
3	業務の実施体制	・調理業務 ・配送業務 ・配膳業務 ・従業員への教育・研修	264
4	衛生管理	・衛生管理に対する考え ・管理体制	80
5	危機管理対応	・食中毒、異物混入防止に対する考え方 ・事故発生時の対処方法 ・労災等の防止策	96
6	自由提案	・特筆すべき提案	120
7	見積金額		80
	合計		730

#### 16 結果の公表

審査委員会における審査及び評価の結果については、最優秀提案者及び次点者のみ本市ホームページで公表するとともに、提案者すべてに通知するものとします。

#### 17 契約締結交渉

市は、審査委員会において最優秀提案者に選定された者を受託候補者として契約交渉を行う。なお、契約交渉が不調となったときは、次点者と契約交渉を行うこととします。

#### 18 失格事項

- (1) 提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とします。
  - ① 本プロポーザルの手続きの過程で、「6 参加資格要件」の規定に抵触することが明らかとなったとき。
  - ② 審査に出席しなかったとき。

- ③ 次のいずれかの行為をしたとき。
    - ア 審査委員会委員に対して、直接・間接を問わず故意に接触を求めること。
    - イ 他の提案者と応募内容又はその意図について相談すること。
    - ウ 最優秀提案者の選定終了までに、他の提案者に対して応募内容を意図的に開示すること。
  - ④ その他審査委員会又は本市が不適格と認めたとき。
- (2) 提案者が書類を提出するに当たり次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
- ① 書類の提出方法、提出先及び提出期限が本要領に適合していないとき。
  - ② 書類の作成形式等が本要領に適合していないとき。
  - ③ 書類に事実と反する記載をしたとき。ただし、真にやむをえない事由があると市が認める場合はこの限りではない。
  - ④ 見積書に記載した金額が5に掲げる契約上限額を超過しているとき。
  - ⑤ 提案書の提出期限後に見積書の金額を訂正したとき。

## 19 契約について

契約内容及び仕様については、受託候補者の選定後、提案書の内容をもとに本市と詳細を協議するものとします。その場合、協議が整い次第、速やかに契約の手続きを行うものとします。

なお、契約の際には、改めて見積書及び見積内訳書を提出するものとします。

## 20 その他

- (1) 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とし、説明文は平易な表現に心がけること。
- (2) 提案は1者につき1提案限りとする。
- (3) 提出後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出書類等の著作権は、本市に帰属することとする。ただし、本市と契約を締結しなかった提案者が提出した書類の著作権については提案者に帰属するものとする。
- (6) 書類の作成、提出及びその説明、審査等に係る費用は提案者の負担とする。
- (7) 本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、事由発生後速やかに文書で本市に通知すること。
- (8) 本プロポーザルに係る提出書類は、島田市情報公開条例（平成17年島田市条例第15号）に基づく公開請求があった場合、原則として公開の対象となる。ただし、公開することで、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において選定に影響が出るおそれのある情報については、選定後の公開とする。
- (9) 質問への回答並びに、審査における受託候補者からの提案及び回答は、仕様書に含まれるものとする。
- (10) 仕様書は、本プロポーザルの公告の時点における本業務に対する本市の考えをまとめたものであり、契約締結前に本市と受託候補者の双方が協議の上、内容を確認し変更できるものとする。

## 21 窓口・問い合わせ先

島田市教育委員会学校給食課

〒427-0008 島田市落合 64 番地の 11

電話 0547-33-3055

E-Mail : [kyushoku@city.shimada.lg.jp](mailto:kyushoku@city.shimada.lg.jp)